

令和6年度入学者選抜における川崎市立高等学校への志願について

1 川崎市立高等学校への志願について

志願できる 住所等の要件	全日制	志願者及び保護者の住所が神奈川県内にある者	
	定時制	普通科	志願者本人が神奈川県内に住所を有する者又は川崎市内に勤務地を有する者
		専門学科	志願者本人が神奈川県内に住所又は勤務地を有する者

※ 志願資格の確認・申請は、神奈川県教育委員会 高校教育課（045-210-8084）

2 川崎市立高等学校の学区について

市内全域を学区とする			県内全域を学区とする		
学校	課程	学科	学校	課程	学科
幸	全日制	普通科	川崎	全日制	生活科学科
橘	全日制	普通科			福祉科
高津	全日制	普通科			ビジネス教養科
川崎	定時制	普通科昼間部 (在県外国人等特別募集を 除く)	川崎 総合科学	全日制	情報工学科・総合電気科 電子機械科・建設工学科 デザイン科 ※1
橘	定時制	普通科			科学科
高津	定時制	普通科			スポーツ科
					国際科
			川崎	定時制	普通科昼間部における 在県外国人等特別募集
			川崎 総合科学	定時制	クリエイト工学科
					商業科

- ◎ 市内全域を学区とする普通科の学区外からの入学許可は募集定員（在県外国人等特別募集の定員を**除く**）の8%以内
- ◎ 川崎（定）普通科昼間部の**在県外国人等特別募集**の学区は**県内全域**
- ◎ 第2希望の記載ができる学科
川崎総合科学（全）**工業に関する学科 ※1**
- ◎ 川崎（全）普通科、川崎（定）普通科夜間部は令和3年度より**募集停止**

3 川崎市立高等学校志願者の学区確認申請について

川崎市立高等学校の**普通科**（全日制・定時制の課程）へ志願する場合は、学区確認申請が必要
専門学科へ志願する場合、学区確認は不要です。

【申請に必要な書類】 5参照

- 学区確認申請書（第22号様式の1）
- 念書（第23号様式）
- 転居予定先が確認できる書類
- 同居証明書（第24号様式）（必要に応じて）

【学区確認申請期間】 学校教育部指導課 (6)参照)

令和5年12月2日(土)及び

令和5年12月4日(月)から令和6年1月16日(火)までの

午前9時から正午 及び 午後1時から午後4時

(土曜日、日曜日、祝日、及び令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水)までを除く)

【学区確認結果通知書の交付期間】 学校教育部指導課 (6)参照)

令和6年2月29日(木)から3月6日(水)までの午前9時から正午及び午後1時から午後4時

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

※ 定通分割選抜を志願する場合に限る。

4 川崎市立高等学校への入学許可の扱いについて

普通科	①	全日制	志願者及び保護者の住所が川崎市内にある者	学区内での入学許可
		定時制	志願者の住所または勤務地が川崎市内にある者	
	②	全日制	1の要件を満たし、かつ①以外の者	学区外として入学許可 (募集定員の8%以内)
		定時制		
専門学科	1	1の要件を満たす者		学区内での入学許可

5 転居予定先が確認できる書類について

次のいずれかの書類が必要となります。

- 家屋の登記簿謄本または登記事項証明書
- 建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書等
- 公団住宅、公社、社宅の管理者の証明書
- 家主との契約書
- その他転居予定の事実を証明できる公的な書類 (事前に電話でご相談ください)

6 問合せ先

川崎市教育委員会事務局

(川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル)

- 志願に関すること (学区確認申請・学区結果通知発行含む)

4階 学校教育部指導課 : 電話 044-200-3243

- 入学選考料等学費に関すること

3階 総務部学事課 : 電話 044-200-3269

◎ 川崎市立高等学校志願者の学区確認申請等についての例（全日制の課程）

番号	申請事由 (実施要領 p. 65, 66)	具体例	志願資格承認状況				
			申請書の 区分	学区申請の 区分	通学規制の 区分	中学校長の チェック	
1	県外から本県に転居予定の者 ・保護者の転勤等に伴い、 志願者及び保護者が令和 6年4月1日までに県内 に居住する予定の者	市内に転居予定で 普通科志望 (15号様式・22号様式の1の 申請が必要)	15号	川崎市立	第3条	A	
		市外(県内)に転居予定で 普通科志望 (15号様式・22号様式の1の 申請が必要)	15号	川崎市立	第4条	AB	
		県内に転居予定で 専門学科志望 (15号様式の申請が必要)	15号		第3条	A	
8番以降は普通科志望者に該当							
8	県内に居住し志願資格を 有する者で、中学校を卒業 又は修了した者	過年度卒業の志願者 市内居住			第3条	A C	
		過年度卒業の志願者 市外(県内)居住			第4条	ABC	
9	志願者及び保護者である 父母の住所と、志願者の在 学中学校の所在地が異なる 地域にある、公立中学校 の在学者	市内居住で市外の 中学校に在学			第3条	A C	
		市外(県内)居住で市内外の中 学校に在学			第4条	ABC	
10	県内での転居予定者 ・保護者の転勤等に伴い、 志願者及び保護者が令和 6年4月1日までに転居 する予定の者	市外(県内)から市内へ 転居予定 (22号様式の1の申請が必要)		川崎市立	第3条	A	
		市内から市外(県内)へ 転居予定 (22号様式の1の申請が必要)		川崎市立	第4条	AB	
11	保護者の一方と県内に居 住する志願者であって、保 護者の他の一方が勤務の 関係等により志願者と異 なる地域(横浜市の内外又 は川崎市の内外)に居住し ている者	志願者 市内居住	保護者 の他 の 一 方	市外居住		第3条	A C
		市外(県内) 居住		市内外居住		第4条	ABC

* 申請に関する詳細は、次に示すページを参照してください。

「令和6年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領」 p. 65～p. 78